

## 『16 職種別 最新！傾向対策講座 地方上級 専門択一』(KU15119)

## 訂正表

2016年07月12日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 57	12 行目	誤	1 利益説 義務説 比例税 累進税 非弾力的 非弾力的	2016/07/12
		正	1 利益説 義務説 比例税 累進税 非弾力的 <u>弾力的</u>	
ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 156	2～3行目	誤	すなわち、需要や供給が価格に対して非弾力的であるほど転嫁がなされやすい。したがって、オ＝非弾力的、カ＝非弾力的となる。	2016/07/12
		正	<u>したがって、オ＝非弾力的、カ＝弾力的となる。</u>	

## ※ 女性の再婚禁止期間規定に関する最高裁判決に伴う本書の変更箇所のお知らせ

さる平成 27 年 12 月 16 日、最高裁判所は、女性の再婚禁止期間について定めた民法 733 条のうち、100 日超過部分について、違憲（憲法 14 条 1 項違反・憲法 24 条 2 項違反）とする判決を下しました（最大判平 27. 12. 16）

今回の最高裁判決に伴い、本書のうち従来判例に基づいて記載されていた箇所について、変更する必要が生じたので、次の通りお知らせいたします。

2015 年 12 月 28 日現在

ページ	訂正箇所	訂正内容		掲載日
P. 118	No.46 肢 5 解説	誤	5 × 再婚禁止期間の規定は削除されていないので、本肢は妥当でない。 女性は、前婚の解消または取消の日から 6 カ月を経過した後でなければ再婚できない（民法 733 条 1 項）。この趣旨は、父性推定の重複を回避し、父子関係をめぐる紛争を未然に防ぐことにある。この規定については様々な改正案が提案されているものの、判例は憲法 14 条などに反しないとしており（最判平 7. 12. 5）、削除されていない。	2015/12/28
		正	5 × <u>再婚禁止期間を規定する民法 733 条 1 項の立法趣旨は父性の推定の重複を回避し父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防止することにあるが、同規定のうち、100 日を超える部分は過剰な制約であり、100 日を超える部分については違憲であるとした（最大判平 27. 12. 16）。したがって、再婚禁止期間の規定自体が違憲とされたのではなく、当該規定は削除されていない。</u>	

※「掲載日」は、上掲訂正情報が LEC ホームページの『公務員 テキスト改訂・修正情報一覧』（<http://www.lec-jp.com/koumuin/kaitei>）に掲載された日付です。